

平成 28 年度

財 政 援 助 団 体 等  
監 査 報 告 書

浜田市監査委員

## 目次

第1	監査の種別	1
第2	監査の対象	1
	1 団体名 公益社団法人浜田市シルバー人材センター	
	2 団体名 浜田市水産業振興協会	
第3	監査の期間	1
第4	監査の方法	1
第5	団体の概要及び監査の結果等	2
	1 公益社団法人浜田市シルバー人材センター	
	(1)団体の概要	2
	(2)監査の結果	3
	2 浜田市水産業振興協会	
	(1)団体の概要	5
	(2)監査の結果	5

## 第 1 監査の種別

財政援助団体等監査

## 第 2 監査の対象

1 団体名 公益社団法人浜田市シルバー人材センター

(1) 所管の部課名 健康福祉部健康長寿課

(2) 補助金額（平成 27 年度）及び交付目的

ア 浜田市シルバー人材センター補助金 9,800,000 円  
（交付目的）

浜田市シルバー人材センターが実施する高年齢者就業機会確保事業等に対して、その事業に要する経費を補助することにより、高齢者の生きがいがいづくりと社会への貢献、活力ある地域づくりを推進する。

2 団体名 浜田市水産業振興協会

(1) 所管の部課名 産業経済部水産振興課

(2) 補助金額（平成 27 年度）及び交付目的

ア 浜田市水産業振興協会補助金 2,582,000 円  
（交付目的）

市水産業に関連する生産業者及び加工業者並びに関連企業の育成と強化伸展を図り、もって地域産業の振興に寄与する。

イ 「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業補助金 4,209,901 円  
（交付目的）

県内随一の漁港である「山陰浜田港」を P R するため、「山陰浜田港」で水揚げされる水産物全体の情報発信を行うことにより付加価値の増大に寄与する。

## 第 3 監査の期間

平成 28 年 11 月 17 日から平成 29 年 2 月 2 日まで

## 第 4 監査の方法

対象団体の補助金等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、抽出した諸帳簿等の書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、団体事務室の

現地確認を行い、適切な事務処理が行われているか、補助金の目的に沿った事業が実施されているかを主眼において監査を実施した。所管課に対しては、補助金に係る事務の執行状況や、指導監督の状況等の確認を主眼として監査を実施した。

## 第5 団体の概要及び監査の結果等

### 1 公益社団法人浜田市シルバー人材センター

#### (1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 浜田市殿町 83 番地 122

イ 設立年月日 平成 25 年 4 月 1 日

(旧社団 平成 6 年 9 月 22 日設立)

ウ 設立の目的

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

エ 事業内容

(ア) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

(イ) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。

(ウ) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(エ) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(オ) (ア)から(エ)に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確

保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(カ) その他センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

オ 役員及び職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

役員 13 名（理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事 8 名、監事 2 名）

事務局長 1 名（常務理事兼務）、正規職員 3 名、臨時職員 1 名

## (2) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、決算書類は公益法人会計基準及び公益社団法人浜田市シルバー人材センター財務規程に従って処理されており、市補助金は交付目的に沿って概ね適正に事務処理が行われていると認められた。なお、軽易な事項については監査の過程において指摘したところであるが、以下の項目を意見とする。

## 7 会員の確保、就業率改善への取組みについて

平成 27 年度の会員数は 477 人、そのうち就業実人員は 362 人となっており、就業率は 75.9%となっている。なお、会員数と就業率の推移は次のとおりとなっている。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
会員数	426 人	460 人	464 人	477 人
就業率	82.9%	77.4%	74.6%	75.9%

また、会員の人口（60 歳以上）に対する比率は、平成 27 年度末時点において、浜田自治区が 2.38%、金城自治区が 1.02%、旭自治区が 0.98%、弥栄自治区が 3.61%、三隅自治区が 0.74%となっており、各自治区でばらつきがある。団体事務局においては、会員数の目標人数を設定して会員確保に取組み、比率の低い自治区での PR 等も行い会員の増加を目指し、それに合わせて、未就業者を少なくするため、事務局体制の強化や事業推進に取り組んでいるが、なかなか効果が表れない状況となっている。引き続き設立目的達成のため、入会促進を図り、就業率については、県内他市では 90%を超える市もあり、他市の状況を参考にするな

ど、今後も就業率向上に向けた取組みを進められたい。

#### **イ 安全就業の推進について**

会員が作業中の事故について、平成27年度の保険給付対象の傷害事故は7件、賠償事故は1件となっていた。事故については草刈作業中の場合が多く、平成26年度に増加が見られたため、その事故発生の原因と再発防止について検証し、平成27年度は講習会の開催やリーフレットの配布等を積極的に行い、安全就業の啓発に取組み、事故発生の件数は平年並みとなっている。今後も、軽微な事故を含め、事故内容の把握、原因の検証を行い、事故発生の防止や安全就業の徹底を図られたい。

#### **ウ 補助事業実績報告書の提出時期について**

実績報告書の提出期限は、「浜田市シルバー人材センター補助金交付要綱」第6条で、「補助事業等が完了したときは、補助事業の完了後1か月以内に補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない」と規定されている。なお、次に掲げる書類とは、国庫補助金精算額調書、支出済額内訳書、当該事業年度の収支決算（見込）書及び当該事業年度の事業報告書となっている。平成27年度の実績報告書は平成28年5月18日付けとなっており、補助事業完了日の平成28年3月31日から1か月以上が経過していた。遅れた理由としては、監査を総会前の5月初旬に受け、決算を確定してから提出したため、とのことであるが、添付書類の収支決算書は見込みでよいとされており、市の運用要領では、総会で決算の承認を得てからでは提出期限を過ぎてしまう場合、総会に提出予定の決算書の案でよいとされている。（ただし、総会での議決によって、既提出の書類に修正が生じた場合は、再度提出をする必要がある。）実績報告書は要綱の提出期限内の提出となるよう所管課と今後調整されたい。

#### **エ 今後の経営見通しについて**

少子高齢化による労働力不足が進み、高齢者が労働力として見直されている状況があり、また年金受給年齢の変更や再雇用制度

により会員の増加がなかなか進まない状況となっている。そのような中、団体では受託事業及び派遣事業に加え、新規事業としてシルバー農園事業を計画し取組みを進めることとしている。事業実施に当たっては、会員間の公平性、コンプライアンス等に留意され、業務の効率化や見直しに努め、さらなる経費節減等を実施し、健全な財政運営を図られたい。

## 2 浜田市水産業振興協会

### (1) 団体の概要

ア 主たる事務所の所在地 浜田市殿町 1 番地

イ 設立年月日 昭和 45 年 11 月 18 日

ウ 設立の目的

浜田市水産業に関連する生産業者、加工業者並びに関連企業の育成と強化伸展を図り、地域産業の振興に寄与する。

エ 事業内容

(ア) 漁業生産基盤の整備、拡充に関連すること。

(イ) 水産物流通機構及び加工の近代化促進に関すること。

(ウ) 水産関係業者の育成強化並びに所得向上に関すること。

(エ) 水産業振興のため市長の諮問、答申に関すること。

(オ) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

カ 役員及び職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

役員 23 名（会長 1 名、副会長 2 名、理事 12 名、監事 2 名、  
参与 6 名）

事務局長 1 名（水産振興課長兼務）、事務職員 6 名（うち 5 名  
水産振興課職員兼務）

### (2) 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務について監査した結果、決算書類及び関係諸帳簿は証拠書類と適合し、正確に処理されており、市補助金は交付目的に沿って概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項については監査の過程において指摘したところであるが、以下の項目を意見とする。

## 7 現金の管理、出納事務規程の整備について

補助金を含む運営資金は通常通帳で管理しているが、支払を行うための現金や料理教室受講料等の保管が生じている。現金を保管する際には、業務終了時点での金額の確認を事務局長又は職員間で確認を行い、適切な保管体制を確立するよう徹底されたい。

また、浜田市水産業振興協会規約に基づき事業を実施し、市補助金及び関係団体の負担金等により協会運営を行っているが、経理事務に関する規程について整備されていない。市の会計事務に準じて事務処理を行っているが、運営実態に合った出納事務規程を整備し、適切な事務執行に努められたい。

## イ 補助金等交付申請事務について

浜田市水産業振興協会補助金交付事務において、当初交付決定額よりも精算額が減額となっているが、浜田市補助金等交付規則第9条において必要とされる補助事業等計画変更申請書の提出を行っていなかった。同規則第20条で省略できる手続に第9条は含まれていないため、省略することは適当でないと考える。今後の事務を行う際には関係規則を確認の上、適切な運用を行うよう留意されたい。

## ウ 補助金の効果及び条件の履行の確認について

浜田市補助金等交付規則第12条では、実績報告書の提出を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し額を確定することとなっている。補助金額確定時の起案の際には、事業実績や決算状況から補助金の使途確認の結果や効果の検証について報告し、適正な執行が図られていることを明記されたい。

また、浜田市水産業振興協会補助金の「いか釣り漁船入港促進費」は、浜田港への入港回数に応じて浜田市共通商品券をいか釣り漁船に交付する事業であるが、平成27年度はいかの漁場の発生が少なかったため実績額（207,000円）が予算額（867,000円）を大幅に下回る結果となった。そのため平成28年度は入港



回数を10回から5回に変更し条件を緩和している。今後補助金額確定時の内容確認の際には、漁船の入港促進に効果が出ているか経過や状況の分析を十分行い、より効果的な方策となるよう図られたい。